

with

NO.318

令和7年1月発行

いっしょに



「夕日の滝」
上出雅彦 画

目次

■新年のご挨拶	2ページ
■新会員紹介コーナー・事業活動スケジュール	3ページ
■第22回小学生の税の写真展	4ページ
■事業フォトグラフィー	5～6ページ
■会費のお知らせ	7ページ
■表紙の紹介	8ページ
■湘南ベルマーレフットサルクラブからのお知らせ	9ページ
■日本政策金融公庫からのお知らせ	10ページ
■小田原県税事務所からのお知らせ	11ページ
■小田原労働基準監督署からのお知らせ	12ページ
■小田原税務署からのお知らせ	13ページ
■高齢者雇用安定法改正と実務対応	14～15ページ
■ふれあい いんぷおめーしょん	16ページ

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



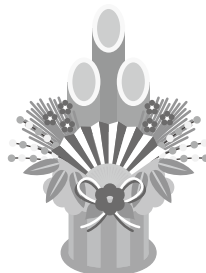
<http://www.odawara-hojinkai.com>

— 新春のお慶びを申し上げます —



公益社団法人
小田原法人会

会長 神戸洋一



明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えの事と心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は当会の事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、パリオリンピックでの日本代表の躍進は素晴らしいものでした。トータルで45個のメダルを獲得し、海外開催の大会としては過去最多の獲得数と

なりました。時差の影響で応援が難しい競技もありましたが、私たちに多くの感動と興奮をもたらしてくれました。

一方、税制面においては、物価高による国民の負担を軽減する目的で、6月から定額減税が開始。対象者一人あたり所得税3万円、住民税1万円が特別控除され、手取りが増えたことは喜ばしかったですが、事務負担が大きく賛否を巻き起こしました。このように税制が経済社会に何らかの影響を与えることは避けら

れませんが、日々の業務の妨げの要因になってはなりません。当会といたしましては、国の視点で税制改正を行うのではなく、簡素で、かつ国民一人ひとりが納得できるものになるよう強く要望して参りたいと思います。

さて、今年は巳年、ヘビの年です。ヘビは古来より神聖な生き物として扱われており、「巳」という字は胎児の形を表した象形文字とされています。このことから巳年は「起点」の年、ヘビが脱皮する特

性と併せて「再生と誕生」の年などと言われているそうです。本年が起点となり、様々なものが再生、誕生することで、私たちの生活や地域経済に新しい風が吹くことを願うばかりです。

結びにあたり、会員各位のご事業のご繁栄と皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



小田原税務署長
沼山 直樹

申し上げます。

旧年中は、神戸会長はじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対し深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様が実施された、「第22回 小学生の税の写真展」、青年部会が中心となつて行つた「親子で学ぶ租税教室」などの租税教育活動及び神奈川県横断税務広報などの税の広報活動は、何れも極めて意義深い活動であり、改めて感謝申し上げますとともに、本年も

引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たしていくための施策の一つとして、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に取り組んでおり、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、一丸となつて邁進しております。

間もなく迎える令和6年分

の確定申告においても、納税者の方々が安心して申告や相談ができるよう体制の整備に努めるとともに、自宅等からのスマホなどによるe-Tax申告やキャッシュレス納付の普及、拡大、定着に積極的に取り組んでまいります。

また、国税庁においては、確定申告だけでなくあらゆる税務手続が、納税者の方々が日常使い慣れたデジタルツールから簡便にできる環境の整備を継続して進めておりますので、皆様方におかれましては、是非e-Tax等をご利用

用していただき、その便利さを実感くださるよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が公益社団法人小田原法人会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄の年となりますよう心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。
令和7年の年頭に当たり、公益社団法人小田原法人会の皆様に謹んでご挨拶を



新会員紹介コーナー

令和6年10月1日～令和6年11月19日（敬称略）
※新入会員10社の内、情報公開に同意された5社を掲載しております。

★小田原支部

(株)勝商	原 勝徳	飲食業	小田原市栄町	0465-22-8481
鞍馬	鈴木佳真	飲食業	小田原市栄町	0465-23-4236
(有)ライフサーブ	松丸憲二郎	理美容・在宅介護サービス・不動産業	小田原市栢山	0465-20-5494

★川東支部

(有)石塚商事運輸	石塚貴光	運送業	小田原市飯泉	0465-46-7560
-----------	------	-----	--------	--------------

★南足柄・山北支部

(株)Y&G	松村林佳	飲食業	南足柄市関本	0465-72-0125
--------	------	-----	--------	--------------

今後の事業活動スケジュール〈令和7年1月～令和7年3月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

	日	時	行 事 名	場 所	対 象
1月	22日（水）	15：30～18：40	賀詞交歓会	湯本富士屋ホテル	法人
	28日（火）	14：00～16：30	決算法人説明会（1月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
2月	12日（水）	14：00～16：30	決算法人説明会（2月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	17日（月）	14：00～16：30	新設法人説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
3月	17日（月）	14：00～16：30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	19日（水）	14：00～16：30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。



【問題】

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。

すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。 なんだかわかりますか？

①

① ② 典 音 楽
去 年 ③ 年
④ 海 地 方
⑤ 洋 将 棋

②

文 芸 復 ⑥
口 三 ⑦ 線
日 ⑧ 料 理
天 文 単 ⑨

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。

（答えは10頁にあります）

第22回

小学生の「税」の写真展

国税庁が定める「税を考える週間」（毎年11月11日～17日）の一環として、平成15年から始まった税の写真展。今回は、383点の力作が小田原税務署管内（2市8町）の子どもたちから寄せられ、ダイナシティウエストにて11月9日（土）、10日（日）の2日間にわたって開催いたしました。入賞作品は下記の通りです。（敬称略）



「虹のかかったくじらの噴水」
友利 翠伶（2年）



「こんな所にヘリポート!？」
渡辺 優菜（6年）



「もうすぐ完成 山北スマートチェンジ」
中島 美琴（1年）



「進化する技術」
坂本 成優（5年）



「夜に輝く十文字橋」
風田川 慧星（4年）



「まだかな？うめまる号！」
玉置 喜織（4年）

税務署長賞

「太陽の光に輝く紫陽花と
水車小屋」
丸山 葵彩（4年）



税理士会

小田原支部長賞

「大河ドラマへいざ出陣!!」
石田 結莉（4年）



令和6年度 納税表彰式

(小田原税務署・小田原県税事務所 共催)



小田原税務署長表彰



小田原税務署長感謝状

11月14日(木)小田原三の丸ホールにて、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績があったとして、役員5名に対して表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

●神奈川県知事納税功労表彰

神谷賢治氏

(有)神谷機材

●小田原税務署長感謝状

山本 誠氏

(株)誠心工事

●小田原税務署長表彰

穂坂 肇氏

(有)まると

●小田原県税事務所長表彰

下田悦基氏

(株)JOYBASIC

●小田原駅で広報活動

国税庁の税を考える週間(11月11日～17日)に合わせて、神奈川県法人会連合会主催「税務広報活動」が11月13日(水)に小田原駅、新横浜駅、武蔵小杉駅の各駅にて、法人会関係者、税務署、県税事務所、芝税務署広報大使の女優・佐藤なおみさん等を含めて約50名で行われました。



いつでもどこでも!

600タイトル以上の
セミナー動画が見放題

無料インターネットセミナー

今すぐ

で検索

ID: hj0235
パスワード: 3641

金融支援

創業支援

経営支援

神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します

LINE
友だち
募集中

カナモ

随時ご相談をお受けしています

小田原支店 TEL: 0465(23)0138



●青年部会

12月1日(日)小田原アリーナで「第15回ベルマール親子ふれあいフットサル教室」並びに税金クイズラリー「物知り風魔5忍者を探せ」が開催され、60名が参加しました。

●事業研修委員会

10月26日(土) 神奈川県法人会連合会主催「地域社会貢献活動」が平塚海岸で開催され、当会からは7名で参加しました。



●税制改正要望活動(税制委員会)

全国法人会総連合で取りまとめられた「令和7年度税制改正に関する提言」を管内2市8町の首長に提出しました。



南足柄市に提出した様子

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

小田原法人会 提携商品

創業支援ローン

スタート

START

さがみ信用金庫では起業家の方々をはじめの一步から応援します！

金利

固定金利 年1.00%

※但し、当初2年間は0%

金額

10万円以上
500万円以内

融資新規取扱手数料

無料

※通常11,000円

事業資金のご相談は…

お客様サポートダイヤル

0120-426-614

※お申し込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

TRUbank Sagami

さがみ信用金庫

令和6年度の年会費について

◆年会費（4月1日～翌3月31日）

正会員：1口12,000円 ※口数制を採用しております。

賛助会員： 6,000円

◆口座振替の方

振替日：毎年7月3日 ※土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

手数料：当会にて負担いたします。

◆お振込みの方

請求書：4月下旬～5月上旬頃に郵送します。

手数料：ご負担願います。

◆その他

①当会の年会費は、消費税が課税されません（不課税）

②未納会費がある場合は、上記金額に未納分を加算して請求させていただきます。

③領収書が必要な場合は、事務局（電話：0465-23-3641）までご連絡ください。

④年会費は、いかなる理由があっても返金できませんのでご了承ください。

⑤当会ではお申し出がない限り、次年度も自動的に会員として継続されます。

やむを得ず退会される場合は、3/31までに退会届をご提出ください。

退会時に未納会費がある場合は、請求書をお送りさせていただきますので、ご精算をお願いいたします。

なお、大同生命保険、AIG損害保険、アフラックとご契約されている方は、団体割引の特典が受けられなくなりますので、ご注意ください。

2025年が「昭和100年」なのはご承知のとおり。なかには昭和元年が1926年だから2026年が昭和100年じゃないの？と思っただ人も……。ところがさにあらず。人間の赤ちゃんは生まれた年は0歳だから、年月日の引き算で満年齢がはじき出されるが、元号は生まれた年（元年）は1歳（1年）なのである。学校で習った「植木算」みたいなやつが関係してくるのかもしれないのか、よくわからない。説明終わり！

「昭和100年、それがどうした？」と言われたらそれ

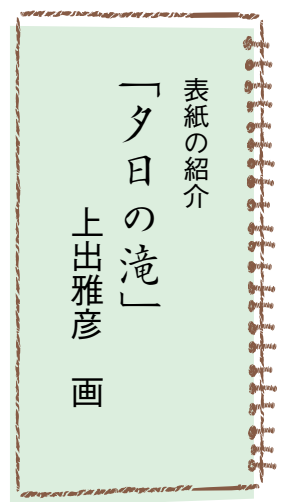
までだが、明治100年（昭和43年・1968年）には「100周年記念行事」が盛大に行われた。だから、来年あたりに周年祭があるかも知れず、それを狙ったス界（しかい）のお歴々は胸算用に精を出していることだろう。

2025年（令和7年）は、平成37年、大正114年、明治158年にもあたり、さらにどんなさかのぼって最初の元号といわれる「大化」だと、なんと大化1381年である。「2025年問題」をご存じか。さまざまな情報が増え、和暦でインプットされたコンピュータでは、かつての2000年問題と同様、末尾「00年」の勘違いによるシステムエラーが懸念されている。大化がどうだとかバカ言っている場合じゃない（バカを言っているのは筆者だけ？）。

大化1381年 ってなに？

フリーランスライター
藤木順平





夕日の滝

酒匂川の支流である内川にかかる落差23メートル、幅5メートルの「夕日の滝」。金太郎が産湯をつかった滝と伝えられている名瀑です。

「夕日の滝」という名称は夕日に映える美しさから名づけられた説と、毎年1月半ばに夕日が滝口に沈むところからつけられた説があるそうです。

また、四季折々の美しさが楽しめる滝で、厳冬期には氷結した滝飛沫が見どころとなっています。

暖かい服装で、冬の滝を眺めに出かけてみては？

所在地…南足柄市矢倉沢
2665の1
大雄山駅より箱根登山バス
地藏堂行き25分
「地藏堂」下車、徒歩15分



7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますか？（答えは10頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

入って良かった！

法人会を目指します

会員増強運動

様々な経営者との交流で、
良き経営者を目指す！



実施中！

税の正しい知識を
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、
入会をお勧めください。

地元のスポーツクラブを応援しよう!

湘南ベルマーレフットサルクラブ

小田原市を中心とした、西湘地域3市8町をホームタウンとし、「小田原アリーナ」を本拠地として、日本最高峰のフットサルリーグ「フリーグ」を戦っています。

『Chance&Empowerment』

～ スポーツを通して、機会をつくり チカラを引き出す。～

をミッションとし、競技性、事業性、社会性の3つの事業戦略を掲げ、地域社会課題解決のハブになり、本当に地域に必要とされるクラブを目指しています。

また、「ゼブラ企業」として地域や社会と共存しながら、経済的にも持続可能なビジネスモデルを追求しています。



～小田原駅東口徒歩3分～ 新事務所B1情報

Social Impact Base B1

地域や企業など領域を越えて共創する新拠点「B1（ビーワン）」を開設いたしました。

すでにパートナー企業の皆さまや地域の皆さまなど多くの方にお集まりいただいております！ぜひお気軽にお立ち寄りください。

湘南ベルマーレ フットサル クラブ

W I T H

小田原法人会主催

「第15回ベルマーレ親子ふれあいミニフットサル教室」を開催

12/1(日)Y.S.C.C.横浜戦後に、小田原アリーナの試合後のピッチにて開催いたしました。

小学生とその保護者を対象とし、ゲストとして、ついさっきまでピッチで戦っていた選手たちも参加！簡単なボールレクリエーションからゲームまで、たくさんの親子の笑顔が溢れる時間となりました。最後には、祝についての〇×クイズにも挑戦！全力で考える子どもたちの姿に会場は大変盛り上がりしました。毎年ご協力いただいております、小田原法人会の皆さま、長年のご支援誠にありがとうございます。



小田原の企業の皆さまとともに・・・

湘南ベルマーレフットサルクラブは、地域の社会課題をともに解決する、Chance&Empowerment Partnerの皆さまとともに歩み、まちの力になるクラブを目指しています。

社会課題解決PJ情報

Chance&Empowerment project
小田原箱根商工会議所の皆さまと児童養護施設ゆりかご園を訪問

小田原箱根商工会議所の皆さまのチャリティによる社会貢献事業として、11/2立川戦にゆりかご園の児童の皆さまを招待いただきました。試合に先立ち、10/22に山崎歩夢選手と三浦慎太郎選手がゆりかご園を訪問し、児童たちと交流いたしました。



メディア情報

代表取締役社長 佐藤伸也コラム
「ゼブラ企業」への挑戦
～地域と共存、湘南ベルマーレフットサルクラブの戦略～



AdverTimes.にて連載中

株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ

所在地： 神奈川県小田原市栄町2丁目7-25 B1階
※10月より事務所を移転しました。
サイト： <https://www.bellmare-futsal.com/>
問い合わせ： info@bellmare-futsal.com





「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、ソーシャルビジネス支援資金（7200万円以内）・経営環境変化対応資金（4800万円以内）など様々な融資制度があります。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）
融資相談係（ナビダイヤル）
☎0570（041）420

〈融資制度の概要〉

	一般貸付	経営環境変化対応資金	新規開業資金	ソーシャルビジネス支援資金
ご融資額	4,800万円以内	4,800万円以内	7,200万円以内	7,200万円以内
ご返済期	運転5年以内 設備10年以内	運転8年以内 設備15年以内	運転10年以内 設備20年以内	運転7年以内 設備20年以内
対象者	事業を営むほとんどの業種の方	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況が悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	次の1または2に該当する方 1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方

★審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「国の教育ローン」もお取り扱いしております。国の教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

●教育ローンコールセンター

0570-008656
03(5321)8656

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

場所	小田原箱根商工会議所会館6階 東京地方税理士会小田原支部事務局	
電話	0465-24-0195	
相談日時	毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。	
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等。	

7つの
間違い探し

間違い探し『白浪五人男』の答え

- ① カサの柄（左上）
- ② 塔（左上）
- ③ 額の傷（中上）
- ④ カサの「ら」の字（右上）
- ⑤ 桜の花びら（左中）
- ⑥ 桜の木（中下）
- ⑦ 着物の波柄（右下）



【答え】

- | | |
|--------|--------|
| ① 古今東西 | ② 興味本位 |
|--------|--------|

法人の県民税・事業税の超過課税を実施しています

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただいております。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症による影響からの県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

こうした喫緊の行政課題に着実かつ迅速に対応するため、令和2年11月から令和7年10月までの5年間の措置として、超過課税を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に活用することといたしました。

● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

2 税率 県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

3 中小法人に対する不均一課税

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税（法人税割）：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人

● 超過課税を活用して推進する事業

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

(1) 地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

(2) 柔軟な経済構造の構築

- ・ 新分野への進出や製造ラインの変更などビジネスモデル転換への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
- ・ 治山・法面や林道の整備

(2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 地域防災力向上に向けた市町村の取組の支援や各種観測・調査研究の推進
- ・ 災害時における物資支援の受入体制整備

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定されている県有施設等の耐震改修

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先は、

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話 (045)210-1111（代表）

■超過課税の仕組みに関することについては

総務局財政部税制企画課（内線 2306）又は

小田原県税事務所事業税課（電話 (0465)32-8000）

■超過課税の活用に関することについては

総務局財政部財政課（内線 2266）

県税ホームページ

県税便利帳

検索



事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署



小田原税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒250-8511 小田原市荻窪 440 番地 TEL 0465 (35) 4511 (代表)

スマホでサクッと e-Tax

～ 約 70%の方が e-Tax で申告しています～

スマホ等を使った e-Tax は自動計算で確定申告書を作成できるので、とても便利です。また、マイナポータル連携を利用して自動入力するとさらに簡単！そのメリットをぜひ実感してみてください。

確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！



作成コーナー

作成できる申告書等

- 所得税の申告書
- 青色収支決算書・収支内訳書
- 消費税の申告書
- 贈与税の申告書

e-Tax の 5 つのメリット



確定申告はマイナポータル連携で自動入力

- 医療費の領収証等の収集や集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書等を e-Tax で送信
- 書類の管理・保管が不要



収入関係 マイナポータル連携の対象はこちら 控除関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署に e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要となります。

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



65歳までの雇用確保義務化に向けて

高年齢者雇用安定法改正と実務対応

令和7年4月1日

特定社会保険労務士 藤本紀美香

1 高年齢者を雇用するルール

従業員を雇う場合のルールは、実に多くの法律で定められています。まず、一般的に基準とな

るのは労働基準法ですが、高年齢者の雇用についてはさらに「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、『高年法』）」という別の法律も適用されます。終身雇用制度を採用するほとんどの会社で定年年齢を定めていると思いますが、この「定年」に関する基準を定めているのも高年法なのです。

2 経過措置終了と高年齢者雇用確保措置の完全義務化

少し簡単なおさらいをしましょう。

平成16年の法改正（平成18年施行）により、高年齢者雇用確保措置は原則的に義務化されました。

具体的には、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度（再雇用・勤務延長）の導入、③定年制の廃止、こ

のいずれかを実施することが義務となりました。ただし、経過措置が設けられました。

法改正当時は、②の継続雇用制度の対象者を、労使協定締結により限定することができました。

会社が定めた成績や健康状態による基準を満たせない従業員は60歳で定年退職となっていたのです。

次に、平成24年改正です。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げとあいまって、前述の労使協定を締結していたとしても、「年金支給開始年齢に該当する年齢までは継続雇用すること」が義務付けられました。

ただし、ここでも労使協定締結による経過措置は設けられ、年金支給開始年齢に達した後は、いわゆる会社が定めた基準により継続雇用の対象から外すことが可能でした。

そして、年金支給開始年齢が65歳に完全引き上げと

なる令和7年3月末をもってこの経過措置は終了するのです。

令和7年4月1日以降は原則通り、「希望者全員」を

65歳まで雇用しなければならなくなります。

これが高年齢者雇用確保措置の完全義務化です。

なお、支給開始年齢の引き上げスケジュールは、男女で5年の差がありますが、高年法の経過措置は男性の引き上げスケジュールで統一されています。

3 会社が行うべき実務対応

高年法改正に伴い、会社が行うべき実務は主に3つあります。

①就業規則の見直し、②賃金体系の見直し、③勤務形態・職務内容の見直しです。

これらは密接に関係するものですので、何か一つあればいいというものではありませんが、一つずつ見て

いきたいと思います。

①就業規則の見直しについては、まず法に準拠した内容にすることです。

現在経過措置を設けている会社については当該措置を削除し、希望者全員を65歳まで雇用する規則を追加する必要があります。

65歳までの雇用確保措置について会社の方針を決めかねている状態であったとしても、原則として就業規則は変更・遅滞なく届け出る必要があるからです。

もちろん65歳まで定年年齢を引き上げる、あるいは定年制を廃止するのであれば、その内容に改正することになります。

これから述べる②③について検討し、必要であれば就業規則などに反映させることとなります。

次に、②賃金体系の見直しについて。

これまで会社で導入していた雇用確保措置をそのまま継続する場合は、特に大きな見直しはないと思われ

ます。

具体的には、60歳定年→65歳まで再雇用・継続雇用制度を導入していた会社は、これまでも一定程度の人件費はかかっていたわけですから、上限が64歳から65歳に1年延長するだけです。で、大きな変化はないでしょう。

大きな見直しが必要となるのは、定年延長や定年廃止といった制度に変更する会社です。

終身雇用制度を基本とする日本の会社では、入社から退職までの賃金カーブを設計しています。

ゴールが65歳以降に変更になる＝支払い期間が長期化するため、カーブの傾きを緩やかにする、役職定年制などを検討する必要があるります。

また、注意したいのは賃金に関する変更が「不利益になっていないか」という点です。

同一労働同一賃金の考え方に基づき、客観的・合理的

的な理由がなければ、労働条件の不利益変更はできません。

客観的・合理的な理由とは、つまり勤務形態や職務内容による変更です。

③勤務形態や職務内容の見直しは、各社業務・職務の棚卸からスタートする必要があるですが、これまでの法改正や働き方改革関連法施行の際に、ほとんどの会社でこの棚卸手順は対応済みだと思われます。

棚卸された業務・職務に対して、「高年齢者にどのような役割を期待するのか」を決定していく作業を繰り返していきます。

担当する業務・職務そのものの差だけでなく、そこに付随する責任による差も設けます。

専門性の高い職務・業務であれば、それを引き続き担当する段階と後進に引き継いでいく段階とでは責任は異なりますので、対する賃金に差を設けることができます。

職務に専念し、異動の対象にもならないという前提で賃金を設定することも可能です。

現役時代と担当する職務が異なる可能性があるのであれば、それに対応する一定の研修期間と、研修後でも賃金に差を設けることができるでしょう。

とくに、専門性を求められる職務・業務を担当してこなかった従業員であったとしても、長年培ってきたその会社独自のスキルがあります。

例えば、育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員を新たに雇用（派遣社員の受け入れ）するより、同じ会社にいる従業員の方が業務・職務に通じるものがあるのではないのでしょうか。

即戦力として同じレベルのパフォーマンスが出せないのは代替要員とて同じことです。

体力・健康面、ライフスタイルとの兼ね合いなど、

本人の希望に沿って勤務体系も柔軟に変更できる体制が望まれます。

本人の希望を全てかなえる義務はありませんが、勤務時間の短縮が人件費の抑制に直接つながるという点は②と密接にかかわる重要な側面です。

雇用保険や社会保険に加入する要件を、「期待する役割（これくらいの労働時間に見合った職責をもたせる）」の基準の一つとすることも考えられます。

4 次の視点へ

もう一つ視点を加えて考える必要があるのは、70歳までの雇用就業確保努力義務です。

こちらも、令和3年に法改正により努力義務になっております。

確保義務でないとはいえ、いずれ対応はしなければなりません。

ちなみに、70歳までの就業確保努力については、当

該対象者との業務委託契約の締結と、会社が取り組む社会貢献事業への従事制度も認められています。

依然少子高齢化は進んでおり、人手不足はすぐに解消されないのは明らかです。65歳までの雇用確保は当たり前の時代です。

「70歳までは努力だから」と対応をおざなりにするのではなく、いっそ70歳までの就業を視野にいった人事制度への取り組みを考えるべき時期にあると思われるです。

これまで外注していた業務を内製化して、65歳超の従業員で対応することも可能ですし、業務委託契約に適した業務もあるでしょう。

現役時代と大きく業務が変わる可能性を考慮し、リスキリングの機会を準備することも必要ですが、従業員のスキル向上は会社にとっても望ましいことです。

ぜひ、この機会を人手不足解消の一步だと捉えてみてください。

あなたの抱えているお悩み
解決の糸口見つかります！

40年の信頼と実績があります
心の持ち方・モチベーションが変わります！

YouTubeのショート動画毎日更新中！

心とことばの研究所
【湘南話し方センター】

あなたの生き方の通しるべに
【姓名学研究所】

話し方教室 土曜教室
個人レッスン 出張教室
講演/研修 相談

姓名判断 九星気学
相性 四柱推命
占星術 数秘術

- あがり症を克服する！
- 人間関係を改善する！
- 挨拶・スピーチの向上！
- コミュニケーション力向上！

- 相手を理解する！
- 自分の運勢を知る！
- 自分自身の強みを知る！
- 本来の本質・気質を知る！



平塚土曜教室では随時、
体験（3,000円）を受けています

ご相談 1件（30分）3,000円～
鑑定書の作成（別途）もいたします



（株）湘南話し方センター

【事務所】 平塚市北金目2-7-13
☎ 0463-58-8740
携帯 090-4394-1484



所長松永洋史
（縁岳）

～環境にも人にもやさしい～

常温保存可能な
生エサ - 集魚剤浸透済 -



釣りエサの常識を覆す！
集魚戦隊 シリーズ

特許登録済



しいの食品
フィッシング事業部



公式サイト

制度運営 株式会社 全国儀式サービス

公益社団法人 小田原法人会の



4つの終活サービス

福利厚生

安心の全国対応
24時間365日
相談無料



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」

団体ログインID ユーザー名：gishiki パスワード：odho233641

①「葬儀支援サービス」

万が一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
電話1本で全国の厳選した葬儀社をご紹介します。

☎ 0120-421-493

②「家族のための生前整理・遺品整理」

ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。

③「家族のための相続手続」

相続手続の不安や疑問、手続の様々な「？」を解決いたします。

④「家族のための不動産売却」

不動産売却でお困りの方はこちら。
遠方・築古・事故物件など、どんなものでも構いません。

遺品整理、相続、不動産売却のご相談はこちら

☎ 0120-204-122

団体コード 15131

未来へ繋ぐ緑豊かな環境を創造する

大切な水資源を守る森林の整備

植生保護や獣害対策フェンスの設置

大きく育ちすぎってしまった庭木の伐採など



株式会社 湯川林業

足柄上郡山北町山北724-1（国道246号線「宮地」信号）

TEL：0465-75-2200

FAX：0465-75-2272

E-Mail：yukawaringyou@pure.ocn.ne.jp



Yukawa Forest Works